平成２６年（フ）第１０２３号
札幌市西区西町南18丁目４番26―204号
債務者　柿崎まどか
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１０５４号
札幌市手稲区稲穂１条７丁目１番10―206号
債務者　小笠原　毅（旧姓渡辺）
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１０９５号
札幌市東区北35条東13丁目２番17号　ラポール35―203号
債務者　渡部　靖之
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１２６９号
札幌市白石区南郷通６丁目南３番12―403号
債務者　田代マツヱ（旧姓赤塚）
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３４号
青森県上北郡おいらせ町明土39番地５
債務者　袴田　　誠
1　決定年月日時　平成26年８月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月３日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２６年（フ）第２０号
岩手県九戸郡洋野町中野第３地割40番地５、前住所青森県八戸市大字新井田字鷹清水４番地１　ハイカムール鷹清水Ｂ203号
債務者　髙屋敷正彦
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月３日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２６年（フ）第２６２号
神奈川県厚木市山際690番地５
債務者　久保田陽子（旧姓江田）
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月３日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第３００号
神奈川県小田原市扇町１丁目42番15―102号　コーポ山室
債務者　村松みどり
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月３日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第２２７号
静岡県熱海市泉413番地の126　ベスト・ライフ熱海252
債務者　善財　卜天
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月３日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第３２号
京都府船井郡京丹波町下山ユリ３番地の176、住民票上の住所京都府船井郡京丹波町下山ユリ３番地67
債務者　前原早智子
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月３日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２６年（フ）第４２５号
大阪府高石市千代田２丁目６番14号
債務者　井上　浩吉
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第５２４号
堺市東区高松122番地　大阪府営高松団地２棟108号
債務者　三木真紀子（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第５３９号
大阪府柏原市法善寺３丁目474番地　雇用促進事業団３―403号
債務者　山本　岳史
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第５４５号
堺市中区深井清水町1722番地30
債務者　中野　千春
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第５６２号
堺市中区八田北町10番地31　３棟301号
債務者　阿部　正治
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第５６６号
大阪府河内長野市木戸３丁目30番20―102号
債務者　鈴木　修一
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第５７５号
大阪府柏原市田辺１丁目３番22―206号　ニシグチマンション
債務者　川﨑ゆかり（旧姓奥）
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係